

○ 岩手県警察退職職員の再就職状況の公表に関する要領の制定について
(平成28年8月29日岩警第909号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしの要領を別添のとおり制定し、平成28年9月1日から施行するので誤りのないよう
にされたい。

別添

岩手県警察退職職員の再就職状況の公表に関する要領

第1 趣旨

この要領は、岩手県警察を退職した職員（職員等の退職に関する条例（平成28年岩手
県条例第16号）第3条の規定による届出（以下「届出」という。）をした者（以下「退
職者」という。）に限る。）の再就職状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとし
る。

第2 再就職状況の公表

本部長は、退職者の再就職状況について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 離職時の職
- (3) 離職日
- (4) 再就職日
- (5) 再就職先の名称
- (6) 再就職先における地位

2 本部長は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項が次のいずれかに該当す
るときは、公表しないことができるものとする。

- (1) 公表することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある
場合
- (2) 公表することについて、再就職先の同意が得られない場合

3 第1項の公表は、毎年度、7月末までに届出があったものについて、9月末日までに
公表することとする。ただし、8月以降に届出があったものについては、翌年度の再就
職状況の公表に含めるものとする。

第3 公表の方法

第2第1項の公表の方法は、岩手県警察ホームページへの掲載及び警察本部情報セン
ターにおける供覧により行うものとする。

第4 補則

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。